

令和8年度
地域整備方向検討調査

会津宮川二期地域整備構想策定業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備構想策定業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、会津宮川二期地域における施設整備検討、受益面積調査、概略効果算定等を実施し地域整備構想策定に資する。

(場所)

第1-3条

この業務において対象とする会津宮川二期地域は、福島県大沼郡会津美里町及び河沼郡会津坂下町地内で別紙1位置図に示すとおりである

(土地への立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農村地域・資源計画
		農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農村地域・資源計画
		農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 作業着手の段階
- 2) 水田用水量調査（中間報告）段階
- 3) 水田用水量調査（結果整理）及び概略効果算定調査（結果整理）段階
- 4) 地域整備方向検討調査報告書整理段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び、第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(前歴事業の地区概要)

第2-1条

対象地区の前歴事業として実施された「国営会津宮川農業水利事業」の概要は次のとおりである。

国営会津宮川農業水利事業（昭和55年度～平成16年度）

受益面積：4,355ha（水田 3,959ha、畑 759ha）

主要水利権施設

<国営施設>

新宮川ダム、宮川頭首工、佐賀瀬頭首工、高橋頭首工

<県営施設>

宮川防災ダム、二岐防災ダム、栃沢防災ダム

<改良区施設>

三貫頭首工、佐布川頭首工、牛川頭首工、三五田頭首工、栗村頭首工、雀林頭首工

（作業条件）

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（参考図書）

第2-3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

（貸与資料等）

第2-4条

本業務の作業に関する貸与資料は以下のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	会津宮川地区事業誌	1式
2	事業成績書（会津宮川（一期）、（二期）地区）	1式
3	平成28年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区水利用計画検討その他業務	1式
4	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区更新計画基礎資料作成業務	1式
5	令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区用水計画検討業務	1式
6	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区事業構想検討業務	1式
7	令和3年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区水利権変更調査検討業務	1式
8	令和4年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備調査業務	1式
9	令和5年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備構想検討等業務	1式
10	令和6年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域概略整備構想策定業務	1式
11	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区水利権変更図書作成業務	1式
12	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区（藤川）流量調査等業務	1式

13	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区（宮川・寥川）流量調査等業務	1式
14	平成20年度 ストックマネジメント技術高度化事業 頭首工診断技術向上業務	1式
15	平成23年度 農地・農業用施設等緊急調査 会津宮川地区機能点検調査業務	1式
16	平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 会津宮川地区新宮川ダム及び佐賀瀬頭首工他機能診断業務	1式
17	平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 会津宮川地区幹線用水路その他機能診断業務	1式
18	平成29年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 会津宮川地区宮川幹線用水路機能診断業務	1式
19	平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 会津宮川地区新宮川ダム安全性評価基本検討業務	1式
20	平成31年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 会津宮川地区新宮川ダム安全性評価業務	1式
21	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 会津宮川地区宮川頭首工他耐震性能照査業務	1式
22	令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 会津宮川地区新宮川ダム付帯設備耐震性能照査業務	1式
23	平成26年度 国営会津宮川地区事後評価時点の効果算定	1式
24	その他必要となる資料	1式

（参考図書及び貸与資料等の取扱い）

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目表

（設計業務）

作業項目	数量	備考
1. 準備作業		
(1) 現地調査	1式	
(2) 資料の検討	1式	
2. 施設整備検討		
(1) 小水力発電整備構想調査	1式	
3. 受益面積調査		
(1) 国営受益範囲の精査	1式	

(2)農振区分の更新	1式	
(3)土地利用区分の作成	1式	
4. 概略効果算定調査		
(1)概略効果算定調査	1式	
5. 用水量調査結果の整理		
(1)水田用水量調査結果の整理	1式	
6. 地域整備方向検討調査報告書作成	1式	
7. 照査	1式	
8. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

- (7) 「別紙2-3(1)」の作業にあたって必要となる土地原簿データ及び国営受益区分等のリストは、令和8年3月までに発注者が収集する予定であり、発注者より貸与する。
- (8) 「別紙2-3(2)」の作業にあたって必要となる農地台帳データは、令和8年3月までに発注者が収集する予定であり、発注者より貸与する。
- (9) 「別紙2-3(3)」の作業にあたって必要となる地図情報は、発注者が公表されている航空写真等を用いて普通畑・樹園地の区分を地図に整理する予定であり、発注者より貸与する。
- (10) 「別紙2-5(1)」の作業にあたって必要となる計測データは、発注者において6月～9月に計測を行い、その間に4回程度データの回収を予定しており、回収したデータを発注者より貸与する。

なお、普通期減水深の調査については、耕作者が記録した水管理作業日報を7月末及び8月末に発注者が回収する予定であり、回収した日報を発注者から受注者へ送付する。

- (11) 水田用水量調査結果の整理における耕作者による水管理作業状況の記録等に必要な経費は、受注者が耕作者に支払うものとする。
- (12) 水田用水量調査結果の整理において、水管理作業状況の記録等を行う耕作者は、監督職員が選任し、受注者に指示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
 - b) 業務計画の妥当性
 - c) スケジュール
 - d) 設計変更内容
 - e) その他
- ② 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 合同現地踏査
管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。
- (3) 照査の確実な実施
業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。
また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。
- (4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、次の段階で計5回行うものとする。

なお、初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとし、打合せ場所は阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（水田用水量調査（中間報告）段階）

第3回 中間打合せ（水田用水量調査（結果整理）及び概略効果算定調査（結果整理）段階）

第4回 中間打合せ（地域整備方向検討調査報告書整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じ（A4版）で可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。
福島県福島市笹谷字稲場38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 整備構想を見直す必要が生じた場合。
- (6) 地区内排水路の流量観測が必要となった場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

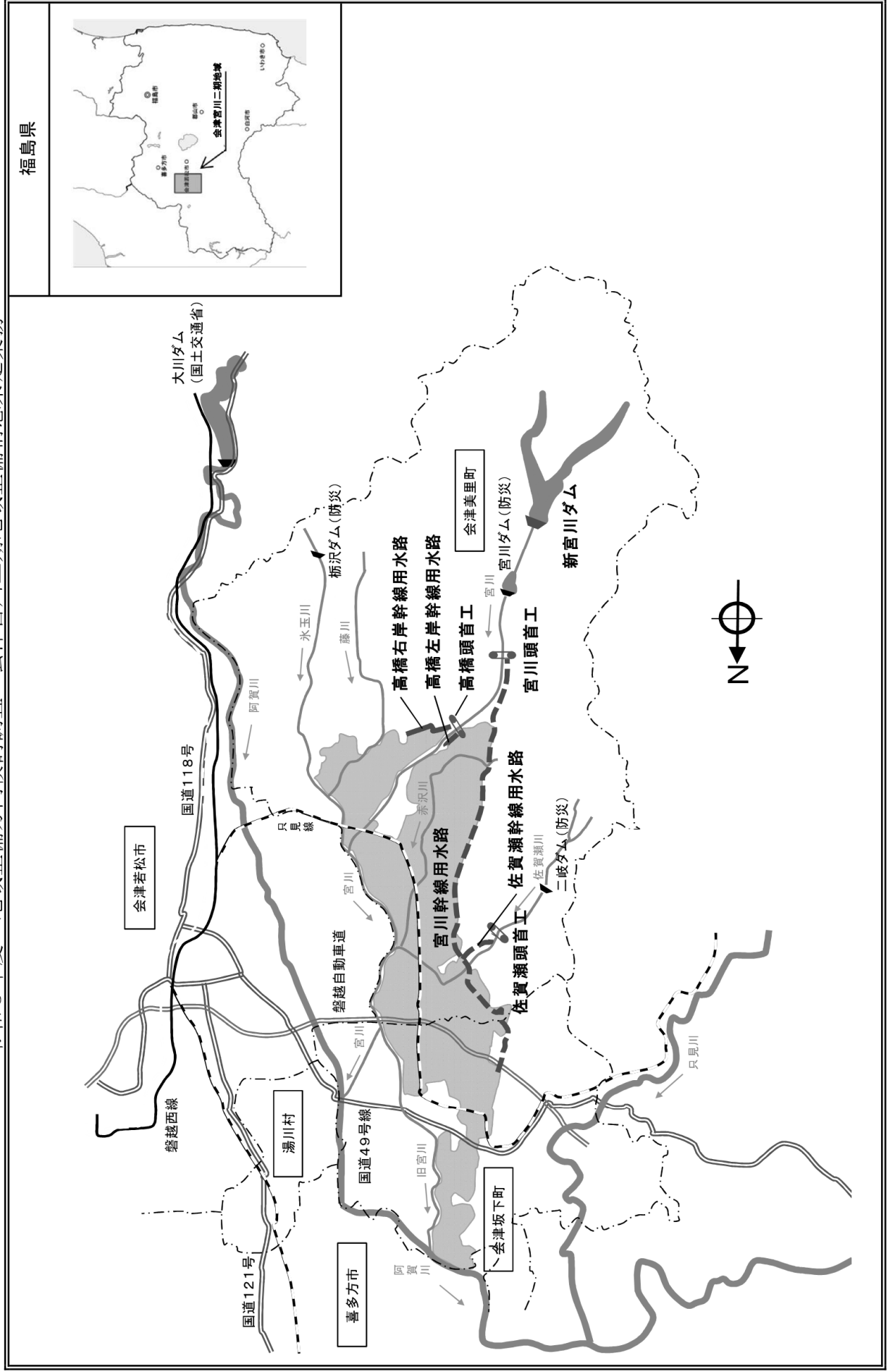
(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 位置図

令和8年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備構想策定業務



別紙2 作業項目内訳表

令和8年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備構想策定業務

【設計業務】

作業項目	作業内容	数量	業務対象
1. 準備作業			
(1) 現地調査	本業務に必要な、地形の把握、水源位置、主要施設位置及び施設状況等を把握する。	1式	○
(2) 資料の検討	貸与資料の内容を把握・整理し、作業計画を樹立する。	1式	○
2. 施設整備検討			
(1) 小水力発電整備構想調査	宮川ダム（防災）における小水力発電の構想図（一般平面図、縦断図）を作成し、他地区事例単価等により概算事業費を算出する。	1式	○
3. 受益面積調査			
(1) 国営受益範囲の精査	過年度業務で整理した GIS データ、一筆調書を基に、会津宮川土地改良区の土地原簿データ（R8.4.1時点版）に国営受益区分のリスト（国営受益・国営受益外を区分したリスト）を反映して国営受益範囲の精査を行い、GIS データ及び一筆調書を更新する。 更新する GIS データ及び一筆調書は約 34,000 筆程度を想定している。	1式	○
(2) 農振区分の更新	「3(1)国営受益範囲の精査」で更新した GIS データ、一筆調書に、関係町農業委員会から入手した最新の農地台帳データ（R8.4.1時点版）を加え、農振区分の属性を更新する。 更新する GIS データ及び一筆調書は約 34,000 筆程度を想定している。	1式	○
(3) 土地利用区分の作成	「3(1)国営受益範囲の精査」で更新した GIS データ、一筆調書を基に、貸与する地図情報を反映して、現況土地利用区分（「水田」、「普通畑」及び「樹園地」）を作成し、農地情報及び一筆調書を更新する。 更新する GIS データ及び一筆調書は約 34,000 筆程度を想定している。	1式	○
4. 概略効果算定調査			
(1) 概略効果算定調査	過年度効果算定資料（平成26年度国営会津宮川地区事後評価時点の効果算定）、過年度検討の事業構想及び「2(1)小水力発電整備構想調査」で算定した概略事業費のほか、「3(1)国営受益範囲の精査」で更新した受益面積を基に、諸係数の更新等を行い、概略効果算定を行う。	1式	○
5. 用水量調査結果の整理			
(1) 水田用水量調査結果の整理	発注者が貸与する代かき用水量及び普通期減水深の計測データを基に水田用水量を算定して、帳票に整理し、調査結果としてとりまとめを行う。 なお、普通期減水深については、耕作者が記録した水管理作業日報により水口の開閉時間等を確認した上で普通期減水深を算定するものとする。 令和8年度：代かき用水量調査及び普通期減水深調査 代かき期2カ所、普通期12カ所 (大気圧補正用データ1カ所)	1式	○
6. 地域整備方向検討調査報告書作成	令和4年度から令和8年度まで実施した、本地区の地域整備方向検討調査の業務報告書を、項目ごとに要約・整理し報告書を作成する。	1式	○
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	1式	○
8. 点検とりまとめ	成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	○